

平成 18 年度 第 3 回大和市民国民保護協議会議事録

司会(土田チーフ)

本日は、公私ともご多用にもかかわらず、大和市民国民保護協議会にご参会を賜りまして、誠にありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます。企画部防災対策課 地域防災対策担当チーフの土田孝司と申します。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、委員の皆様にお諮りしたいことがございます。本協議会は公開で行うこととしておりますので、本日もそのようにさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

司会(土田チーフ)

それでは、公開とさせていただきます。なお、会議終了後に会議記録をホームページなどで公開致しますが、情報提供にあたりましては、個人情報の提供及び内容について、事前にご本人様の了承を得ることとされております。事務局におきましては、発言ごとに、所属機関名ではなく、発言をなされました委員のお名前と発言内容を記載する形で、会議記録を取りまとめることを考えております。

なお、公開前に、ご発言いただきました委員の皆様にご発言の内容を確認させていただきますことを申し添えさせていただきます。

また、本協議会は、大和市民国民保護協議会条例第4条第2項の規定によりまして、会議の開催には過半数の委員の出席が必要となりますが、総委員25名中、現在21名のご出席を頂いておりますので、本協議会は成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

また、「大和市民国民保護協議会傍聴要領」に基づきまして、1人の傍聴人に、本協議会の傍聴を許可させて頂いております。

傍聴人にお知らせします。先ほどお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」を遵守して頂き傍聴をお願い致します。

ここで、お手元の資料を確認させていただきます。各資料の右上に資料番号を付けさせて頂いておりますので、番号順に確認をさせていただきます。

まず、「平成18年度第3回大和市民国民保護協議会次第」でございます。

次に、資料1の1「大和市民国民保護計画(案)」に係る神奈川県との事前相談結果による主な修正一覧」でございます。

次に資料1の2「国民の保護に関する計画の作成に係る事前相談について(回答)」でございます。

次に資料2としまして「大和市民国民保護計画(案)」に対するパブリックコメント実施結果」でございます。

次に資料3としまして「大和市国民保護計画(案)」でございます。

次に資料4としまして「大和市の国民の保護に関する計画について(答申)」でございます。

次に資料5の1としまして「平成18年度大和市国民保護計画作成スケジュール(案)」でございます。

次に、ただいまの資料5の1の裏面になりますが、資料5の2としまして「大和市の国民保護に係るスケジュール(案)」でございます。

最後に、資料番号は付いておりませんが、「大和市国民保護協議会委員名簿」、「平成18年度第3回大和市国民保護協議会出席者名簿」、「平成18年度第3回大和市国民保護協議会席次票」でございます。

資料の漏れ等、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

司会(土田チーフ)

ただいまから、大和市国民保護協議会を開会致します。

開会にあたり、大和市国民保護協議会会長であります、土屋侯保大和市長から、ごあいさつ申し上げます。

土屋侯保市長

会長の土屋でございます。本日は平成18年度第3回国民保護協議会を開催しましたところ、皆様にはお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様には当協議会の委員をお願いしてから、幸いにして武力攻撃事態、緊急対処事態ということにはなっておりませんし、対策本部を設置するということもありません。これからもそれを願うばかりでございますが、皆様には、それぞれのお立場で今後ともご協力をお願い致します。

本日は議題にもございますように、大和市国民保護計画の答申について、あるいは市国民保護計画について、そして今後のスケジュールという内容でございます。

そのような内容で進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。大変簡単ではございますが、会長のあいさつとさせていただきます。

司会(土田チーフ)

ありがとうございました。本協議会の議長は、大和市国民保護協議会条例第4条第1項の規定によりまして、大和市国民保護協議会の会長が議長となると規定されておりますので、これより会長に議長をお願いしたいと思います。

議長(土屋侯保会長)

それでは、私がこの協議会の議長として進行を務めさせていただきます。

次第の3、議題1の「大和市国民保護計画の答申について」を議題とします。ア、イ、ウとございますので、事務局説明をお願いします。

事務局(萩野谷副主幹)

それでは、議題の(1)、「大和市国民保護計画の答申について」、でございますが、ア、イ、ウそれぞれが関連しておりますので、一括でご説明申し上げますので、よろしくお願い致します。

それでは、お手元の資料1の1「大和市国民保護計画(案)に係る神奈川県との事前相談結果による主な修正一覧」をご覧ください。

昨年10月12日に開催いたしました、平成18年度第2回大和市国民保護協議会において資料としてお渡しいたしました「大和市国民保護計画(案)」を基に、神奈川県と事前相談を行いました結果、資料中央に示しました内容の指摘がございました。その内容としましては、「根拠法令(政令、省令等)の改正に伴う修正」が4箇所、「関係機関の業務の内容及び社名変更等に伴う修正」が2箇所、「他の機関の活動を規定している箇所の削除・修正」が5箇所、「文書表現の修正」が4箇所、「その他」としまして4箇所の合計で19箇所でございます。

なお、議題の(1)のウ「大和市国民保護計画(案)について」の資料3と併せてご説明申し上げます。大変申し訳ございませんが、2種類の資料を同時にご覧いただきたいと存じますので、よろしくお願い致します。

それでは、修正等の内容につきましてご説明申し上げます。

資料1の1を、1枚お捲りください。

主な修正箇所一覧表でございます。左から順に、「整理番号」、「ページ」、「ページにおける箇所」、「修正の該当箇所」、「修正意見等」、最後に「本市の対応」でございます。

それでは、整理番号1番からご覧下さい。

資料3の大和市国民保護計画(案)のページとしましては、目次・用語集の8ページの「国民保護等派遣」でございます。なお、計画(案)におけます修正箇所につきましては、太字とアンダーラインで記載しております。

それでは、ご説明させていただきます。

皆様すでにご承知のとおり、昨年12月に「防衛庁設置法等の一部を改正する法律」が可決いたしまして、本年1月9日に施行されたことに伴い、「防衛庁」が「防衛省」に移行しましたことに係る修正でございます。その内容としましては、「防衛庁長官」を「防衛大臣」に修正したものでございます。

続きまして、整理番号2番、計画(案)の目次・用語集の10ページでございます。

この内容としましては、整理番号1番と同様に、法の一部改正に伴い、「防衛庁」が「防衛省」に移行しましたことに係る修正でございます。なお、法改正前は「防衛庁」が「内閣府」に属しておりました関係で、「警察庁」の次に記載しておりましたが、「庁」から「省」に移行しました関係で、「環境省」の後に記載することとなりました。また、「防衛施設庁」においては、「平成19年度中に廃止するものとし、同庁の機能については、防衛省本省への統合等の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行することを可能とする体制を整備する。」とされていることから、防衛省の後に位置を修正しました。

続きまして、整理番号 3 番、計画(案)本文の 8 ページでございます。

この内容としましては、「指定地方行政機関」である「関東財務局」の「事務又は業務の大綱」の記載内容を修正する旨の通知があったことに伴います修正でございます。

続きまして、整理番号 4 番、計画(案)本文の 11 ページでございます。

この内容につきましては、前回開催しました本協議会においてご説明申し上げましたとおり、社名変更に伴うものでございます。

続きまして、一覧表の 2 ページをご覧ください。

整理番号 5 番、計画(案)本文の 36 ページでございます。

この内容としましては、施設利用者を対象として記載しておりますが、その施設利用者を対象としている旨を、より明確化するため修正を加えたものでございます。

続きまして、整理番号 6 番、計画(案)本文の 54 ページのフロー図でございます。

この内容としましては、現地で調整された結果を、各機関が、それぞれの対策本部に報告等を行うものであるため、現地調整所の四角の囲みから出ておりました矢印を、市町村の楕円の囲みから市対策本部の四角の囲みに向かうよう位置を修正したものでございます。

続きまして、整理番号 7 番、計画(案)本文の 57 ページでございます。

この内容としましては、整理番号 1 番の修正と同様に、「防衛庁設置法等の一部を改正する法律」が、1 月 9 日に施行されましたことに伴いまして、「防衛庁長官」を「防衛大臣」に修正したものでございます。

続きまして、整理番号 8 番、計画(案)本文の 62 ページでございます。

この内容としましては、警報の解除の伝達方法を記載したための修正でございます。

続きまして、一覧表の 3 ページをご覧ください。

整理番号 9 番、計画(案)本文の 67 ページでございます。

この内容としましては、市の計画において他機関の職務を規定することは適当ではないことから修正したものでございます。なお、同様の理由から「イ」、「ウ」につきましては削除させていただきました。

続きまして、整理番号 10 番、計画(案)本文の 68 ページでございます。

この内容としましては、県計画と整合を図るための修正でございます。

続きまして、整理番号 11 番、計画(案)本文の 73 ページでございます。

この内容としましては、市が収容施設の供与を実施することとなった場合は、県からの通知内容等を踏まえ開設場所を決定することとなることから、記載内容を修正したものでございます。

続きまして、一覧表の 4 ページをご覧ください。

整理番号 12 番及び 13 番でございます。

この箇所につきましては、同一ページで修正理由が同じであることから、併せてご説明申し上げます。計画(案)本文の 74 ページでございます。

整理番号 12 番につきましては、「市が行う応急給水」について、整理番号 13 番につきましては、「医療機関による医療救護活動」について記載しておりますが、共に、「大和市地域防災計画」にも同様のことが記載されていることから、「大和市地域防災計画」と同じ記載内容に修正したものでございます。

続きまして、一覧表の 5 ページをご覧ください。

整理番号 14 番、計画(案)本文の 75 ページでございます。

この内容としましては、「死体の見分、検視、引渡し等」については、死体の発見場所を所轄する警察署が行うことに伴う修正でございます。

続きまして、一覧表の 6 ページをご覧ください。

整理番号 15 番、計画(案)本文の 79 ページでございます。

この内容としましては、「市民からの安否情報の照会」について記載しておりますが、「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに「安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について」の通知を踏まえ修正したものでございます。

続きまして、一覧表の 7 ページをご覧ください。

整理番号 16 番及び整理番号 17 番でございます。

この箇所につきましては、修正理由が同じであり、計画本文のページも同じページであることから、併せてご説明申し上げます。計画(案)本文の 82 ページでございます。

整理番号 16 番、17 番共に、他機関の職務を規定しておりますことから修正したものでございます。

続きまして、整理番号 18 番、計画(案)本文の 87 ページでございます。

この内容としましても、他機関の職務を規定していることから修正したものでございます。

続きまして、一覧表の 8 ページをご覧ください。

整理番号 19 番、計画(案)本文の 102 ページでございます。

この内容としましても、県が行う職務を規定しておりますので修正したものでございます。

以上で、大和市国民保護計画(案)の神奈川県との事前相談に基づき修正しました内容について、ご説明を終わらせて頂きます。

続きまして、資料 1 の 2、「国民の保護に関する計画の作成に係る事前相談について(回答)」について、ご説明申し上げます。

おそれいりますが、お手元の資料 1 の 2、「国民の保護に関する計画の作成に係る事前相談について(回答)」をご覧ください。

大和市国民保護計画の作成に関しましては、県の担当者と緊密な連携を図りながら、その都度、必要な調整を行いつつ進めてまいりました。

昨年 11 月 24 日付けで「大和市国民保護計画(案)」を提出し、事前相談を行いました結果、ただいまご説明申し上げました箇所の修正の後、「異議なし」の回答を頂いたものでございます。

続きまして、議題(1)のイ、「大和市国民保護計画(案)に対するパブリックコメント実施結果」につきまして、ご報告させていただきます。

おそれいりますが、お手元の資料2、「大和市国民保護計画(案)に対するパブリックコメント実施結果報告」をご覧ください。

「大和市国民保護計画(案)」を、平成18年10月25日に公表しまして、市民等の皆様からのご意見、ご提案を募集しました結果でございます。

まず、募集期間でございますが、

平成18年10月25日水曜日から平成18年11月24日金曜日までの31日間でございます。

パブリックコメントによる意見公募の実施方法としましては、「広報やまと」の10月1日号への掲載及び「大和市ホームページ」での事前広報により実施いたしました。

ご意見等の募集方法としましては、

「郵送」、「ファクシミリ」、「電子メール」及び「直接持込」と致しました。

「大和市国民保護計画(案)」の閲覧等の方法としましては、市役所本庁舎では、企画部防災対策課のカウンター、1階の情報公開コーナーのカウンター、市内4箇所の連絡所、市内4箇所の学習センター及び消防本部並びに5箇所の消防署所で閲覧できるようにしました。また、閲覧場所には、計画作成の趣旨や計画の内容などをA4サイズで6ページにまとめましたパンフレットも併せて公開を致しました。

なお、当初予定しておりました「桜ヶ丘学習センター」につきましては、募集期間中に空調改修工事に着手し一時閉館されることから、閲覧場所から外し、合計で16箇所で実施いたしました。

最後にご意見の提出状況でございますが、0件でございました。なお、パブリックコメントの実施結果につきましては、昨年の12月8日から市ホームページにおいて公表しております。

以上で、議題(1)「大和市国民保護計画」の答申(案)についてのご説明を終わらせて頂きます。

会長(土屋侯保市長)

ありがとうございました。

なお、ご質問につきましては、後ほどお受けしますので、議題の(2)、「大和市国民保護計画の答申書について」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局(沢木防災対策課長)

それでは議題の(2)、「大和市の国民の保護に関する計画について(答申)」について、ご説明申し上げます。

資料の4、「大和市の国民の保護に関する計画について(答申)」をご覧ください。

さきほど、「大和市国民保護計画(案)」に対します、神奈川県との事前相談結果につきまして、修正内容と共にご説明申し上げましたが、委員の皆様のご異存がなければ、本日付

で、「土屋侯保 大和市長」宛に、大和市民国民保護協議会会長名で答申致したいと考えております。

以上で、議題の(2)、「大和市民国民保護計画の答申書について」ご説明を終わらせて頂きます。

会長(土屋侯保市長)

ありがとうございました。

なお、議題の(1)、(2)は、それぞれが関連しておりますので、ご質問などございましたら、お受けしたいと思います。

如何でしょうか。

橋本委員

誤字又は脱字と思われるが、資料3の18ページの地図中の駅名ですが、「桜丘」とありますが、「桜ヶ丘」ではないでしょうか。次に、21ページの地図中の駅名で、「鶴間」の北側の駅名が「東林間」となっていますが、「南林間」となります。もう一点は、市内の地名がよくわかりませんが、17ページの表中の25番が、「桜丘」とありますが、「桜丘」なのか「桜ヶ丘」なのか、ご確認をお願いします。

事務局(萩野谷副主幹)

申し訳ございません、確認をさせて頂き、後ほど回答させて頂きたいと存じます。

会長(土屋侯保市長)

ほかに何かございますか。

(他に質疑なし)

会長(土屋侯保市長)

それでは、続きまして議題の(3)、「今後のスケジュールについて」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局(萩野谷副主幹)

それでは、「今後のスケジュールについて」ご説明申し上げます。

おそれいりますが、お手元の資料5の1をご覧ください。

平成18年度の大和市民国民保護計画作成スケジュール(案)でございます。昨年の4月から12月のスケジュールにつきましては事業が終了しておりますので割愛させていただき、右側の太線で囲ってあります1月以降の主なスケジュールについて、ご説明申し上げます。

まず、最上段の本市民国民保護協議会のスケジュールでございますが、本日1月11日に平成18年度第3回協議会を開催しております。

続きまして、上から3段目の「市議会」の欄でございますが、国民保護法第35条の規定により「国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会へ報告すると共に、公表しなければならない。」とされていることから、議会への報告時期やその方法について、1月22日に正副議長と協議を行う予定でございます。

続きまして、上から4段目の「神奈川県」の欄でございますが、1月22日付けで県知事と「大和市民国民保護計画(案)」について正式な協議を行う旨の指示を受けております。

なお、予定ではございますが、1月31日付けで県知事の同意が得られるものと考えております。

また、2月2日には神奈川県国民保護協議会が開催される予定でございます。

続きまして、一番下の「市民等」の欄でございますが、国民保護法第35条の規定によりまして、「国民保護計画を作成したときは、速やかに、これを議会へ報告すると共に公表しなければならない」とされていることから、4月1日号の「広報やまと」に計画作成の掲載を行い、市内の主な公共施設で閲覧できると共に、市ホームページからダウンロードできるよう予定しております。

続きまして、資料の裏面をご覧ください。

資料5の2、「平成19年度大和市の国民保護に係るスケジュール(案)」でございます。

まず、上段の時系列のスケジュール(案)でございます。

避難実施要領のパターン作成でございますが、武力攻撃災害発生時の避難を想定した場合には、市域を超えて避難することが予測されることから、近隣市等との調整も必要となります関係で、平成19年度も引き続き作成事業を進めてまいります。

続きまして、「大和市国民保護計画及び避難実施要領に基づく図上訓練」でございます。

ここで、図上訓練について簡単にご説明申し上げます。この訓練は「図上」という言葉どおり本来は、地図や図面の上で行うシミュレーション訓練でございますが、最近では地図や図面を使わず机上、机の上で行う訓練の総称として図上訓練と表現しております。

平成19年度に計画をしております図上訓練は、国民保護計画及び避難実施要領に基づき、災害時の情報伝達や情報連絡体制及び他の機関との連携などについて、シミュレーションし計画や要領の内容について検証を行いたいと考えております。

また、武力攻撃災害発生時には市域を越えた避難が予測されることから、できる限り近隣市と合同で実施したいと考えております関係で、実施時期は未定としております。

続きまして、啓発関係でございますが、消防職員・消防団員及び一般職員向けの「大和市国民保護計画」の説明又は研修、さらに市民向けの啓発としまして「大和市国民保護フォーラム」の開催などを行う予定でございます。

次に、下段の二重線の囲みでございますが、3つに区分を致しましたので、それぞれについて概要をご説明申し上げます。

まず、一番上の丸印でございますが、武力攻撃災害発生時の避難には市域を越えた避難が必要となることから、近隣市との合同訓練の実施を考えております。なお、近隣市だけではなく、県・国との合同訓練も視野に入れて検討を進める予定でございます。

続きまして、二番目の丸印でございますが、国において武力攻撃災害或いは自然災害対応として、3つのシステムを開発中でございます。それぞれのシステムの概要について、ご説明申し上げます。

まず、でございますが、「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」でございます。このシステムは、武力攻撃災害や地震等の自然災害において、瞬時に警報を発し国民に注意を喚起するもので、国から発せられました警報を衛星回線を介しまして市町村に伝達され、自動起

動装置を介して、市町村の防災行政無線でサイレン等により瞬時に情報を伝達するもの
でございます。

このシステムの導入により、新たに必要となる主な装置としましては、衛星回線用アン
テナ、衛星回線用モデム(総務省消防庁予算)、解析・処理装置(専用パソコン)、プ
リント・スピーカー等の補助装置、防災行政無線自動起動装置、自動放送用音声合
成装置(サイレン以外に音声を用いる場合あり)、市町村防災行政無線操作卓改造、
その他、となります。このシステムの構成等につきましては、現在総務省消防庁において仕
様書を作成しており8割から9割ほどが確定していますが、最終版ではありませんので、概
算の予算額ではございますが、約1,000万円から1,500万円程ではないかと思込んで
おります。

なお、自然災害時の情報伝達にも活用されますので、他市の状況も踏まえて、実施年度
等について要検討事項と考えております。

続きまして、の、「安否情報省令に基づく安否情報収集・提供システム」でございます。
このシステムは武力攻撃災害発生時に安否情報省令に基づき国民の安否に関する情報の
収集、整理及び提供に必要となるシステムで、LGWAN回線を介して国、都道府県及び全国
市町村が情報を共有できるシステムでございます。

このシステムの導入により必要となります主な装置及び措置としましては、情報入力用
パソコン(既存のパソコンで対応可能)、専用ソフト(総務省消防庁で開発中)、個人情
報保護条例等の所要の改正、でございます。なお、国においては平成19年度の早い時期
の導入を目的に専用ソフトの開発を進めておりますので、本市としましても、国の進捗に合
わせて事業を進めたいと考えております。また、本システムの構築に対しましては、予算化
する必要はないと考えております。

続きまして、の、「緊急情報ネットワークシステム(Em - Net)」でございますが、このシス
テムは、国、都道府県及び全国市町村をネットワーク化するもので、緊急情報が瞬時に全
国市町村まで伝達できるシステムでございます。現在の情報伝達方法としましては、FAXに
より行っておりますが、このシステムの構築により瞬時に多くの情報が伝達されると共に、
国、都道府県への市町村情報の提供も可能となります。なお、都道府県においては今年度
すでにこのシステムを構築済みであると聞いております。

このシステムの導入により必要となります主な装置等につきましては、情報受発信用
パソコン(1団体3台まで端末接続可、既存のパソコン使用可)、LGWAN回線、警報音
用スピーカー、等でございます。なお、既存のデスクトップパソコンで対応可能ではありませ
んが、24時間365日稼働状態のため、パソコンへの負荷を考えますと専用の業務用パソコン
の導入が最適ですが、当初は既存のデスクトップパソコンでの対応を考えています。

また、3台の端末接続でございますが、危機管理担当課である防災対策課と24時間対
応可能な消防本部指令課等で2台の計3台と考えております。

最後に、一番下の丸印で、「平成19年度、20年度の訓練について」でございます。先ほ
ども平成19年度のスケジュール(案)ご説明申し上げましたとおり、平成19年度につきまし

では、図上訓練を考えております。また、平成20年度につきましては、実地訓練を計画したいと考えております。なお、予算としましては、平成20年度の実地訓練のみ予算化したいと考えております。

以上で、議題の(3)、「今後のスケジュールについて」のご説明を終わらせて頂きます。

会長(土屋侯保市長)

ありがとうございました。

以上で、本日の議題はすべて終了しました。何かご質問はございますか。

(質疑なし)

会長(土屋侯保市長)

それでは、本日の会議で用意いたしました議題等は以上でございます。

ご協力ありがとうございました。

それでは、進行を司会に返します。

司会(土田チーフ)

会長、議事進行ありがとうございました。

それでは、次第の4、その他としまして「今後の大和市民国民保護協議会の運営について」事務局説明をお願い致します。

事務局(沢木防災対策課長)

それでは、「今後の大和市民国民保護協議会の運営について」事務局としまして2点ほどございますので、ご説明申し上げます。

まず、本日ご審議いただきました、大和市民国民保護計画(案)でございますが、1月31日付けで、神奈川県知事の同意が得られる予定でございます。それに伴いまして、委員の皆様へのご報告でございますが、皆様、年度末で大変お忙しいと時期と存じますので、大和市民国民保護計画の完成版をご郵送することで、ご報告に変えさせていただきたいと考えておりますが如何でしょうか。

次に、本大和市民国民保護協議会は今後も存続をいたします関係で、人事異動や役員の改選などによりまして、委員の皆様にご変動がございました際には、大変お手数とは存じますが、事務局までご連絡を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

事務局からは、以上でございます。

司会(土田チーフ)

ただいま、事務局から説明がございましたが、大和市民国民保護計画につきまして、委員の皆様へのご報告につきまして、大和市民国民保護計画書の郵送での処理に付きまして、ご意見ございますでしょうか。

菊田委員

大変申し訳ございませんが、武力攻撃事態に関する事で一点お伺いしたいのですが、例えば厚木基地周辺で爆発事故が起こった場合、最初は一般的な災害と考え対処するわけですが、結果的に武力攻撃であった場合の過程はどのようになっているのでしょうか。

司会(土田チーフ)

事務局お願いします。

事務局(萩野谷副主幹)

ただ今のご質問にお答えいたします。菊田委員のご質問は、災害が起きたけれども、この災害が武力攻撃によるものなのか、一般の災害なのか判断できない場合の対応についてのご質問と思われますが、国民保護法では国が武力攻撃と認定した場合に、国民保護対策本部が設置できるものとされています。市としましては、武力攻撃事態なのか緊急対処事態なのか、或いは一般的な工場の爆発事故なのかの判断につきましては、まず市の消防本部が出動しますので、災害現場からの情報に基づき判断をします。その情報から判断して武力攻撃事態の可能性がある場合には、直ちに県に情報提供を行います。ただし、災害の状況を確定できない場合には、どのような状況にも対応できる体制を確保して災害に対処します。

そのような場合には、消防本部から国民保護担当課へ情報提供される仕組みになっております。以上でございます。

司会(土田チーフ)

それでは先ほど事務局からご案内いたしました「大和市国民保護計画」をご郵送させていただくことで、報告に変えさせていただきます。

また、2点目の委員の皆様の異動等でございますが、お手数をお掛けいたしますが、事務局まで、ご連絡いただけますようお願い致します。

以上で、ご用意しました議題等全て終了いたしました。ご意見、ご提案、ご質問等ございますでしょうか。

(質疑なし)

それでは、以上をもちまして、平成18年度第3回大和市国民保護協議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。